

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
- 福島県漁業調整規則により制限措置を定めた件
- 福島県漁業調整規則により知事が指定する漁業を指定した件

## 告 示

### 福島県告示第九百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定により、福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置を令和二年十一月二十七日別冊のとおり定めた。

令和二年十二月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（水 産 課）

### 福島県告示第九百八号

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）第十四条第一項の規定により、知事が指定する漁業を令和二年十二月一日次のとおり指定した。

令和二年十二月二十二日

### 指定する漁業の種類

- 一 小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）
- 二 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業）
- 三 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）
- 四 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））
- 五 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 六 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））
  - 七 機船底びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業）
  - 八 機船底びき網漁業（おきあみひき網漁業）
  - 九 機船底びき網漁業（さよりひき網漁業）
  - 十 刺し網（流し網）漁業
  - 十一 刺し網漁業（かじき等流し網漁業）
  - 十二 かご漁業（沿岸かにかご漁業）
  - 十三 かご漁業
  - 十四 かご漁業（沖合たこかご漁業）
  - 十五 かご漁業（はもかご漁業）
  - 十六 どう漁業
  - 十七 つぼ漁業
  - 十八 固定式刺し網漁業
- （水 産 課）